

聖園学園短期大学履修規程

(目的)

第1条 この規程は、聖園学園短期大学大学学則（以下「学則」という。）第21条、第22条、第23条及び第24条の規定に基づき、授業科目履修、試験及び学修の評価等の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目)

第2条 本学における授業科目は、学則第21条教育課程別表第1に定められたものとする。

- 2 授業は、時間割表に従って行う。
- 3 授業時間は、1時間を50分として換算する。
- 4 授業は、次の各号のいずれかの形態で行う。
 - (1)年間を通して行う学年完結型授業
 - (2)前期又は後期ごとに行う半期完結型授業
 - (3)集中講義
- 5 授業は、次の各号のいずれかのクラス編成で行う。
 - (1)学年全体で行うもの
 - (2)Ⅰ・Ⅱクラス編成で行うもの
 - (3)A・B・Cクラス編成で行うもの
 - (4)その他、任意の形態で行うもの

(授業科目の履修)

第3条 学生は履修しようとする授業科目について、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。

- 2 履修登録を行わない授業科目は、履修及び試験の受験をすることはできない。
- 3 既に単位を修得した授業科目を再履修することはできない。
- 4 授業科目によっては、受講者数を制限することがある。また、受講者数が極めて少ない場合は開講しないことがある。

(履修登録の変更)

第4条 履修登録された授業科目の変更は、指定された期間内に行わなければならない。

- 2 定められた方法により履修放棄をした科目を除き、履修を放棄した科目の成績は、F（不合格）として扱う。

(履修登録単位数)

第5条 各学年において履修できる単位数は、実習に関する科目（教育実習、保育実習及び実習指導）を除き、50単位を上限とする。ただし、教授会が特に認めたものについてはこの限りではない。

(GPA)

第6条 学生の学修等に関する事項に活用することを目的として、Grade Point Average(以下「GPA」と言う。)を算出する。

2 GPAについては別に定める。

(欠席の取扱い)

第7条 欠席については、授業科目毎に科目担当者が確認する。

第8条 授業を欠席する場合は、所定の手続きに従い届け出る。緊急の場合は、電話等で連絡をし、後日届け出る。

2 授業の開始時間または終了時間より20分以内までを遅刻または早退として扱う。遅刻または早退は2回につき1時間分の欠席として扱う。

3 授業の出席時数が、基準の3分の2(実習、実技は5分の4)に満たない者は受験資格を失い、単位は修得できない。

(公認欠席)

第9条 次の理由により欠席し証明する書類を添えて届け出した場合は、公認欠席として扱う。

(1)公共交通機関が遅延または運休になったとき(公共交通機関の発行する証明書)

(2)忌引き(別表1)(死亡診断書の写しまたは葬儀日の分かる文書)

(別表1)

死亡した者	日数
配偶者	連続する7日以内
一親等	連続する5日以内
二親等	連続する3日以内
三親等	1日

(3)学校保健安全法施行規則第18条に規定された感染症に罹患したとき(診断書または証明書)

(4)就職試験を受験するとき(試験日等を明記した文書)

(5)学外実習(実習、オリエンテーション)(オリエンテーション実施日が分かる書類)

(6)その他、学長が必要と認めたとき

2 公認欠席は、欠席として取り扱わず、「授業態度・意欲」の減点としない。また、授業内で成績評価に関する試験等を行う場合は配慮する。

(試験の種類と方法)

第10条 試験の種類は、定期試験、追試験、再試験とする。

2 試験の方法は、筆記試験、レポート試験、実技試験、作品提出及びその他の方法によるものとする。

(定期試験)

第11条 定期試験については別に定める。

(追試験)

- 第12条 やむを得ない理由(公認欠席の理由に準じる)により定期試験を受験できなかった者に対して、科目担当者の判断により追試験を行うことがある。
- 2 追試験を受験しようとする者は、欠席理由を証明する書類を添えて「追・再試験」を提出しなければならない。
 - 3 追試験を許可された者は、所定の手数料を納入するものとする。手数料については別に定める。
 - 4 追試験の成績評価は、定期試験に準ずる。

(再試験)

- 第13条 試験の結果により不合格になった者に対して、科目担当者の判断により再試験を行うことがある。
- 2 再試験受験者は、指定の期日までに「追・再試験」を教務課に提出しなければならない。
 - 3 再試験を許可された者は、所定の手数料を納入するものとする。手数料については別に定める。
 - 4 再試験の成績評価は、原則として合格点を超過している場合には「C(合格)」とする。

(不正行為に対する処置)

- 第14条 定期試験、追試験及び再試験において不正行為があった場合は、原則として当該科目と当該学期履修科目を無効とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。